

要望書（回答）

I、年金保険制度の維持・改善

1、短時間労働者の被用者年金保険加入抜本的拡大

- ① 短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が現在進められており、これまで全国で約40万人が新たに第2号被保険者となっております。

令和4年10月からも順次適用拡大されることから、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

- ② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

上記要望と同様に、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が現在進められておりますことから、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

2、基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

保険料拠出期間の延長につきましては、2019年財政検証のオプション試算では、所得代替率が上昇することで給付水準の確保につながるという試算結果が出されている一方、60～64歳の保険料拠出能力をどのように評価するかといったことや延長分に係る基礎年金2分の1の国庫負担に対する安定的な財源を確保することが課題として挙げられております。市としましても、全世代型社会保障に相応しい年金制度となりますよう、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

3、公的年金保険積立金の適正な管理・運用

公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。国内最大級の機関投資家であるGPIFは、運用にあたって厳格に「官製相場」への関与を排除すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

公的年金保険積立金は、将来の給付の貴重な財源となっておりますことから、管理及び運用の基本的な方針等については、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が作成する中期計画に記載して公表することとしています。また、運用状況につきましても、業務概況等により公表することとしています。

また、GPIFに設置されている運用委員会については、慎重かつ細心の注意を払い、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ年金積立金の管理及び運用を行っておりますことから、今後も推移を見守ってまいりたいと考えております。

II、医療制度について

1、公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

公的皆保険制度については、誰もが等しく医療を受けることができる社会の基盤であり、これを堅持していくことが重要であると考えております。

なお、国では混合診療を原則禁止としておりますが、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

2、医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など、医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携を目指すこと。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

地域医療を取り巻く環境は、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となるなど、大きな転換期を迎えており、北海道医療計画及び地域医療構想に基づき取組を進めているところです。

患者が住み慣れた地域で病状に合わせながら生活を続けられるよう、引き続き、北

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

海道や地元医師会等の関係機関と連携を図り、医療・介護連携を推進し、切れ目のないサービス提供体制の構築に努めてまいります。

3、新型コロナウイルス対策と公衆衛生

- ① コロナ禍に対処し、かつ今後の感染症に備えるための医療提供体制を整備するとともに、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

医療提供体制については、感染状況に応じ、保健所等が業務を担い体制を構築してまいりましたが、今後も感染拡大に備え、重症度や療養状況に応じた医療を提供できるよう緊密に情報を共有し、連携して取り組んでまいります。

併せて、多様化するニーズや新たな感染症等を見据え、公衆衛生の体制構築に向け、連携強化をはかってまいります。

- ② 医療資源を見直し、直面する事態に対応できるよう体制を整備すること。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

医師の高齢化等を含め医療資源が不足していく中、東胆振圏域の救急医療体制等を継続的に維持できるよう、体制の構築に努めてまいります。

- ③ 感染拡大を防ぐため、安全性を確認したワクチンの速やかな摂取に尽力すること。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

これまでも、苫小牧市医師会をはじめとする関係機関と連携し、ワクチン接種体制を構築してまいりましたが、今後も感染拡大を防ぐため、連携をさらに強化し、速やかな接種に努めてまいります。

4、高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方再検討

- ① 基本的に医療保険制度における応能負担は保険料算定段階のものとし、診療段階では必要に応じた給付とすること。新たに設定された診療段階における「自己負担2割」の対象について、今後改定しようとするときは受給者をはじめ関係者に

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

対する十分な説明と合意を前提とすること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

後期高齢者の窓口負担の見直しにつきましては、令和3年11月18日に「全国後期高齢者医療広域連合協議会」から国に対し、「被保険者や医療機関に混乱が生じることのないよう十分に配慮し、引き続き、円滑な制度開始に向けて検討を進めること」との要望を提出しているところです。

今後も国の動向を注視するとともに、広域連合とも連携し、制度についての周知・広報に努めてまいります。

② 高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、上記①との整合性、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性、など本質・実務上多くの問題があるため撤回すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

自己負担割合への金融資産等の反映につきましては、令和2年12月23日の「社会保障審議会医療保険部会」において、預貯金口座へのマイナンバー付番が十分でないこと等から、「金融資産等の保有状況を医療保険の負担に勘案するのは尚早」であるとの方針が示されているところです。

本市としましては、今後もマイナンバー関連制度を含め、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

Ⅲ、介護保険制度について

1、利用者負担を拡大しないこと

① 基本的に介護保険制度における応能制度は保険料算定段階のものとし、給付段階では必要に応じた給付とすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護サービスの給付に係る利用者負担につきましては、その方の所得に応じて、1割から3割までの負担割合が設定されております。また、この利用者負担額には、所得に応じた1か月当たりの上限額が設けられており、上限額を超えた額は払戻しを受けられる制度もございます。

今後におきましても、必要な方に適切な給付が行われるよう、介護保険制度の丁寧な説明に努めてまいります。

② 医療により長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担は原則1割を維持すること。3・2割負担の所得基準は当事者の利用抑制をおこさない水準とすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

利用者負担割合につきましては、平成30年度の制度改正により3割の負担割合が設けられておりますが、その後も引き続き、国の審議会等において負担割合の在り方に関する議論が進められておりますので、その動向を注視してまいります。

また、現行制度におきましては、2割又は3割の負担割合となる方に対して丁寧な説明に努め、適切なサービス利用を図ってまいります。

2、介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保障制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、家族介護支援事業を含め介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護者に対する支援の体系的な整備につきましては、家族等の介護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携するなど介護者の負担軽減を図っております。今後も継続して取組を実施し、介護者の支援に努めてまいります。

また、要介護1・2の地域支援事業への移行につきましては、具体的な移行内容や方法が示されておりませんが、国の審議会での議論等を引き続き注視してまいります。

3、高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

① 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料定額宿泊施設」「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、運営の透明化と利用者むけの事業者選択情報を公表するなど利用者の権利擁護のための施策を実施すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

高齢者が安心して暮らせる環境づくりに当たっては、高齢者一人ひとりの状況やニ

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

ーズに応じた多様な住まいを確保することが重要となります。

高齢者向け住居や居住型施設には様々な形態がありますが、それぞれが適切に役割を果たすことが重要であり、本市としては、これらの設置状況等を把握し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

② 低所得・要介護(要援護)高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして、養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なおおむね65歳以上の方が入所する施設であり、その機能や設備、運営に関する基準については、老人福祉法により定められております。また、養護老人ホームの対象となるのは、自分の身の回りのことがおおよそできる方となっており、身体上又は精神上著しい障害があり常時介護を必要とする方につきましては、介護保険法に規定する居宅サービスや施設サービスにより、適切な支援を受けていただくこととなります。

現在、市内にある養護老人ホームは苫小牧静和荘のみであり、空きがない場合には待機をお願いすることとなります。事情があり、早期の入所を希望される方につきましては、御本人をはじめ御家族や関係機関等とも丁寧に協議を行い、空床のある近隣市町村の養護老人ホームへの入所等も検討いただくなど、待機者の解消に努めております。

③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

高齢者の居住支援策につきましては、令和3年度からの第8期介護保険事業計画において、小規模多機能型居宅介護事業所の拡充を見込んでいます。今後も高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

4、介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための処遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。とりわけ、人材が不足している訪問介護事業者対策を急ぐこと。また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護労働者の処遇改善につきましては、令和3年度の介護保険制度改正により、介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の見直しが行われております。

また、本市では事業所に対して、最低賃金の改正などの情報提供や、提出される処遇改善計画の内容が適正であるかの確認、指導を行っております。今後もそれらの取組を継続し、加算の取得の推進、介護職員の処遇改善へ繋げるなど介護職員の離職ゼロに努めてまいります。

IV、貧困・低所得者対策について

1、生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準につきましては、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、物価の動向等を勘案した上で決定されております。

この基準に従った適正な制度実施の観点から、被保護者の実態や生活状況の把握に努め、各加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

2、自立支援方の実行ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市における生活困窮者自立支援事業につきましては、直営で実施している自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業の4つの任意事業を委託により実施しております。

今後につきましても、包括的な支援を実施できるよう、委託事業者や関係機関等と緊密に連携を図り、支援体制の更なる強化・充実に向けて取り組んでまいります。

V、税制について

1、個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。

【回答】（財政部市民税課 担当）

所得税は、国において経済状況や政策方針等により見直しが行われているところですが、引き続き、個人の所得に係る税制改正について、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

- ② 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格及び応能負担原則を踏まえた一貫性である税制とすること。また、給与所得のある年金受給者の控除額の適正化を図ること。

【回答】（財政部市民税課 担当）

年金課税については、国において経済状況や政策方針等によって、今後も様々な見直しが検討されることになると考えておりますことから、引き続き、国の動きを注視してまいります。

2、消費税

- ① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、不公平税制を是正した所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

現在の消費税率の引き上げについては、社会保障制度の財源が、保険料や税金だけではなく、借金によって将来世代に負担を先送りしている状況を踏まえ、安定的な財源を確保し、社会保障制度を全世代型に転換するため、国において実施されたものです。

引き上げにより新たな政策が進められることとなり、本市においても待機児童の解消や幼児教育の無償化、所得の低い高齢者の介護保険料の軽減などを実施しているところです。少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増大しているなかで、安定的な社会保障制度確立のための必要な財源と考えています。

- ② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し最低限の基礎的消費にかかる諸費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い導入された軽減税率制度は、所得の低い方々への配慮の観点から国において実施されているものです。

消費税率引き上げに伴う財源は、国だけでなく地方にも影響を与えているものであることから、新たな低所得者への対応については、安定的な社会保障制度確立のための必要財源を確保しながら、地方の財政運営に影響を与えることのないように国の責任において検討すべきものと考えます。

VI、地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

- 1、国・自治体が一体となった取組みを進めること

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため交通従事者代表の意見を十分に聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、街づくりと一体となった地域公共交通活性化・再整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通については、国、北海道、各交通事業者、交通運輸労働組合、町内会等を委員とする「苫小牧市公共交通協議会」の場で議論を重ね、本年6月に「苫小牧市地域公共交通計画」を策定したところでございます。

今後、計画に基づき各施策を進めるにあたっては、本市のまちづくりの方針と整合を図るとともに、計画の基本理念としている「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」に向けて、本年5月に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」の内容を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

2、運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

免許返納後の移動手段としては、市内全域を定時定路線で運行している路線バスの維持を図ってまいりたいと考えております。

安心して社会生活を送れるよう、バス事業者と連携しながら、「苫小牧市地域公共交通計画」に基づき、利用促進、利便性向上に取り組んでまいります。

3、交通事業者に対する安全対策の徹底

貸切りツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制の確立に向けた抜本的な方策を講ずること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

交通事業者に対する安全対策の徹底については、国土交通省において、過去の重大事故を踏まえた貸切バス事業に関する各種制度の改正が行われているほか、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を公表し、再発防止に向けた対策を取りまとめております。

市としましては、国の動向を注視するとともに、事業者との情報共有等を行いながら、公共交通の安全・安心確保を図ってまいりたいと考えております。

Ⅶ、ジェンダー平等について

1、ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しをすること。

① ジェンダー平等の視点を学校・社会教育をはじめとする、あらゆる施策に反映させること。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

学校や社会教育の現場でジェンダー平等の意識を持てるよう、協働・男女平等参画室と連携し施策に反映していきます。

② 性・ライフスタイルに中立な税・社会保障制度を確立すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

現行の税や社会保障制度においては、常に様々な議論があることを認識しております。本市としましては、性別による固定的な役割分担意識の解消を始めとした男女平等参画を推進する施策を行い、誰もが自分らしい生き方を選択することが当たり前となる男女平等参画社会を目指し、社会的な意識の醸成を図っております。具体的には、SNSを用いた啓発や男女平等参画に関するイベント、苫小牧市男女平等参画推進センターにおける講座等を実施しております。

③ あらゆる分野、特に政策・方針など意思決定の場に女性の参加を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定過程や、現場における女性の参画は必須であることから早急に対応すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、第3次苫小牧市男女平等基本計画におきましても、推進するべき施策として位置づけております。今年度は女性の政治参加を促すことを目的とした動画配信などを行う自分らしさ応援EXPOを実施い

団体名：苫小牧退職者連合

回答日：令和4年1月12日

たしました。今後も政策や方針などの意思決定の場へ女性の参加を促せるよう、苫小牧市男女平等参画基本計画を基に取組みを進めてまいります。

(市民生活部危機管理室 担当)

防災・減災の場面におきましても、女性の視点は大変重要であると認識しており、本市の防災会議構成員につきましても、令和2年に2名の女性委員を増員するなど女性の参画を進めているところでございます。

今後につきましても、国の防災基本計画に明記されている「女性の参画・男女双方の視点」を重視しながら、防災地域防災体制の強化に努めてまいります。

④ 女性は非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用への対応を図ること。

【回答】 (総務部行政監理室 担当)

非正規雇用者の処遇について、令和3年度より、会計年度任用職員については事務職員の初任給の引き上げを行い、休暇制度についても子の看護休暇の取得可能日数の増加や、夏季休暇の取得可能期間の延長、公務傷病休暇を有給へと変更しております。

任期付職員についても、子の看護休暇の取得可能日数について会計年度任用職員同様に増加しております。

引き続き、地方公務員法の趣旨に基づき、適切に対応してまいります。

(産業経済部工業・雇用振興課 担当)

市では、出産・育児などを理由に離職中の女性を対象に、セミナーや研修・職場実習などをおして、正規雇用を含め希望する就職を応援する「なでしこ就職応援事業」を行っております。また、働き方改革や最低賃金の引上げ等について周知するとともに「職場改善コンサルティング事業」により働きやすい職場づくりに取り組む企業に対し、社会保険労務士などの専門家によるコンサルティングや研修を行い、職場改善を支援しております。